

契約保証に関する取扱要領

(令和6年4月改訂版)

1. 工事請負等契約における契約保証

(1) 履行保証制度について

工事請負又は設計業務等委託（以下「工事請負等」という。）に係る契約の履行保証は、請負代金額（設計業務等委託契約の場合にあつては業務委託料。以下「契約金額」という。）の10分の1以上の金額を保証する金銭的保証（**現金**）を原則とする。

ただし、次の1）に掲げる担保の提供が行われた場合は、担保の提供があったものとして取り扱い、2）に掲げる事項に該当する場合は、契約保証金の納付を免除するものとする。

1) 契約保証金の納付に代わる担保が提供されたものとする場合

- ① 債務不履行により生じる損害金の支払いを保証する**銀行等の保証**
- ② 債務不履行により生じる損害金の支払いを保証する**保証事業会社の保証**

※以上①②を併せて以下「金融機関等の保証」という。

2) 契約保証金の納付が免除となる場合

- ① 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（以下「**公共工事履行保証証券による保証**」という。）
- ② 債務不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（以下「**履行保証保険契約の締結**」という。）

・銀行等

銀行又は発注者が確実と認める金融機関で、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合）をいう。

・保証事業会社

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）をいう。

(2) 契約保証の手続き

落札者又は随意契約の相手方（以下「落札者等」という。）は、(1)に掲げる契約保証の種類のうち一つを選択の上、落札決定に係る通知の日（随意契約の場合にあつては、契約決定に係る通知の日）から7日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を含む。ただし、期間の末日が休日等にあたると

きはその翌日までとする。)に契約保証の手続きを行わなければならない。

(3) 電磁的方法による保証書等の提出

落札者等は、上記(1)に掲げる当該保証を証する書類(以下「保証書等」という。)の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、金融機関等又は保険会社が定め、契約権者が認めた措置を講ずること(以下「電磁的方法による提出」という。)ができるものとする。この場合において、落札者等は、当該保証書等を提出したものとみなす。

なお、電磁的方法は、金融機関等又は保険会社が定め、契約権者が認めた措置は、落札者等が電磁的記録により発行された保証書等をインターネットを通じて閲覧するために用いる保証契約番号又は保険契約番号及びパスワードを契約権者に提供し、契約権者がこれを閲覧できることをいう。

(4) 契約保証手続きの期間延長

金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結の場合で、落札者等が当該保証を得るために7日を超える期間を要するときは、契約締結期限延長申請書(様式第8号)の提出により当該契約保証の手続きを行わなければならない期限を延長することができる。

2. 契約保証の対象となる契約

契約保証を要する契約は、以下に掲げる契約とする。

- (1) 請負代金額が500万円以上の工事請負契約(修繕工事請負契約を含む。以下同じ。)
- (2) 業務委託料が500万円以上の業務委託契約等のうち、次に掲げる測量及び建設コンサルタント等業務に係る業務委託契約等(以下「設計業務等委託契約」という。)
 - ① 測量業務
 - ② 建築関係建設コンサルタント業務
 - ③ 土木関係建設コンサルタント業務
 - ④ 地質調査業務
 - ⑤ 補償コンサルタント業務(不動産の鑑定、登記手続等の業務は除く。)

※ 当面の間、設計業務等委託契約に係る契約保証については、免除することとする。

3. 契約保証の管理等

(1) 契約保証金の納付等

契約権者は、履行保証措置のうち、落札者等から納付される契約保証金(現金)については、歳入歳出外現金として収納し、町会計管理者が管理する。また、それ以外の銀行等又は保証事業会社の保証書、公共工事履行保証証券及び履行保証保険証券については、工事請負等契約書とともに、原本を添付し保管するものとする。

なお、契約権者は、落札者等から銀行等の保証書の提出を受けたとき(変更を含む)は、受領書を交付することとし、契約期間満了後、保証書を返却するときは、受注者から保証書に係る受領書を徴さなければならない。

(2) 契約保証金の還付等

契約権者は、工事目的物(設計業務等委託契約の場合にあつては、成果物。以下同じ。)の引

き渡し後、契約保証金については、保証金還付請求書の提出を受け返金の手続きを取り、保証書及び証券等については、所管課が町会計管理者から当該保証書等の引き継ぎを受けそれぞれの定めるところにより処理することとする。

4. 契約締結時における取扱い

(1) 契約保証金（現金）についての取扱い

- ア 落札者等は、契約保証金を納付しようとするときは、契約権者から落札決定に係る通知の日（随意契約の場合にあっては、契約決定に係る通知の日）から7日以内（休日等を含む。ただし、期間の末日が休日等にあたるときはその翌日までとする。）の日を納付期限とする契約保証金に係る納付書（歳入歳出外現金）の交付を所管課から受け、当該契約保証金の納付後、工事請負等契約書案の提出とともに保証金提出書（様式第1号）に当該契約保証金に係る領収証書（以下「保証金領収証書」という。）の写しを添えて、契約権者に提出しなければならない。
- イ 契約権者は、落札者等から保証金提出書及び保証金領収証書の写しの提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負等契約を締結するものとする。
- ① 納入者が落札者であること。
 - ② 保証金領収証書の写しに領収印（収入済印）が押印されていること。
 - ③ 保証金提出書及び保証金領収証書の写しに記載された金額が、契約保証金の金額以上であること。
- ウ 提出された保証金提出書及び保証金領収証書の写しの保管は、所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

(2) 金融機関等の保証についての取扱い

- ア 契約権者は、落札者等から、工事請負等契約書案の提出とともに工事請負契約等についての金融機関等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負等契約を締結するものとする。
- ① 名宛人が町長であること。
 - ② 保証人が保証書の金融機関等であること。また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ③ 保証委託者が落札者等であること。
 - ④ 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。
 - ⑤ 保証債務の内容が、工事請負等契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
 - ⑥ 保証に係る工事（設計業務等委託契約の場合にあっては、業務。以下同じ。）の名称が工事請負等契約書に記載する工事の名称と同一であること。
 - ⑦ 保証金額が契約保証金額以上であること。
 - ⑧ 保証期間が工期（設計業務等委託契約の場合にあっては、履行期間。以下同じ。）を含むものであること。
 - ⑨ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。
- イ 提出された金融機関等の保証書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録。以下同じ。）の保管は、所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

(3) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 契約権者は、落札者等から、工事請負等契約書案の提出とともに工事請負契約等についての公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険に係る証券。以下同じ。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負等契約を締結するものとする。

- ① 債権者（履行保証保険の場合にあつては、被保険者）が町長であること。
- ② 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載）があること。
- ③ 債務者（履行保証保険の場合にあつては、保険契約者）が落札者等であること。
- ④ 公共工事用保証契約基本約款（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険の普通保険約款）及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨（履行保証保険の場合にあつては、保険契約を締結した旨）の記載があること。
- ⑤ 主契約の内容（履行保証保険の場合にあつては、契約の内容）としての工事の名称が工事請負等契約書に記載する工事の名称と同一であること。
- ⑥ 保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が、契約金額の 10 分の 1 以上であること。
- ⑦ 保証期間（履行保証保険の場合にあつては、保険期間）が工期を含むものであること。

イ 提出された公共工事履行保証証券及び履行保証保険に係る証券（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）の保管は、所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

5. 受注者の債務不履行による契約解除時の取扱い

契約権者は、金銭的保証を付した工事請負等契約書の場合で、受注者が工事請負等契約書における受注者の債務不履行等を理由とする契約解除に関する条項（工事請負では第 45 条、第 45 条の 2、設計業務では第 43 条、第 43 条の 2。以下「発注者解除条項」という。）に該当するときは、受注者に通知の上、すみやかに工事請負等契約を解除するものとする。この場合において、契約金額の前払いをしているときは、当該前払いを保証した保証事業会社（以下「前払保証人」という。）に対しても、受注者と契約解除する旨を通知しなければならない。なお、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあるときは、工事請負契約書第 49 条（設計業務にあつては、設計業務等委託契約書第 46 条）第 1 項第 1 号の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えない。

(1) 契約保証金（現金）についての取扱い

ア 契約権者は、発注者解除条項に基づき契約を解除した場合は、契約保証金に係る一時保管金を歳入に振り替える手続きとして、所管課において振替依頼書を作成するとともに、宇治田原町財務規則第 136 条の規定により契約保証金が町に帰属したことについて、受注者に通知するものとする。なお、所管課において、依頼書の写しを工事請負等契約書とともに保管する。

イ 契約権者は、発注者解除条項に基づく契約解除の場合における違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

(2) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約権者は、発注者解除条項に基づき契約を解除した場合は、所管課において違約金の金額

(ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は、保証金額) について調定を行うとともに、請求金額の欄に違約金の金額を記載した保証金(保険金) 請求書(様式第2号)、解除通知書(様式第3号) の写し及び当該調定に係る納付書を金融機関等に送付するものとする。なお、保証金(保険金) 請求書の写し及び調定通知書は、所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

イ 契約権者は、発注者解除条項に基づく契約解除の場合における違約金の金額が保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額) を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

(3) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 契約権者は、発注者解除条項に基づき契約を解除した場合は、所管課において違約金の金額(ただし、保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額) が違約金の金額未満の場合は保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額)) について調定を行うとともに、請求金額の欄に違約金の金額を記載した保証金(保険金) 請求書(様式第2号)、解除通知書(様式第3号) の写し、公共工事履行保証証券に係る証券(履行保証保険の場合にあっては、履行保証保険契約に係る証券) 及び納付書を保険会社に提出するものとする。なお、保証金(保険金) 請求書の写し及び公共工事履行保証証券に係る証券の写し(電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録) 並びに調定通知書は、所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

イ 契約権者は、発注者解除条項に基づく契約解除の場合における違約金の金額が保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額) を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

6. 工事完成時の取扱い

(1) 契約保証金(現金) についての取扱い

ア 契約権者は、受注者に対し、契約金額の支払い請求書とともに保証金還付請求書(様式第4号) の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から保証金還付請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないか確認の上、所管課において歳入歳出外現金支出命令書を作成し、契約保証金の返還手続きを行うものとする。なお、保証金還付請求書の写しは、所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

① 請求者が受注者であること。

② 保証金還付請求書に押印された印鑑が保証金提出書に押印されている印鑑と同一であること。

③ 保証金還付請求書に記載された保証金の金額が契約保証金の金額と同一であること。

(2) 金融機関等の保証についての取扱い

ア) 銀行等が保証した場合

契約権者は、受注者から工事目的物の引き渡しを受けたときは、銀行等の保証書(保証金額の変更を行った場合は、当該変更に係る変更契約書を含む。) を受注者を通して銀行等に返還するものとする。

なお、銀行等の保証書を受注者に返還するときは、受注者から保証書を受領した旨の受領書

(様式第5号)を提出を求め、当該受領書及び保証書の写し(電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)は、工事請負等契約書とともに保管する。

2) 保証事業会社が保証した場合

契約権者は、受注者から工事目的物の引き渡しを受けた後も、保証書(電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)は、そのまま所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

(3) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

契約権者は、受注者から工事目的物の引き渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券に係る証券(電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録。保証金額の変更を行った場合は、当該変更に係る異動承認書を含む。)は、そのまま所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

7. 契約金額の増額変更時の取扱い

契約権者は、契約金額の増額変更を行おうとする場合(軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。)で、契約保証金の金額(金融機関等の保証の場合にあっては契約保証金の金額又は契約保証金の金額及び保証金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額)が13分の1未満になるときは、契約保証金の金額(金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額)を変更後の契約金額の10分の1以上に増額変更するものとする。

なお、工事請負等増額に伴う契約保証金の増額変更については、請負額の3割を超える変更について適用する。

(1) 契約保証金(現金)についての取扱い

ア 契約権者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、契約金額の増額変更を行う旨の通知を行った日から7日以内(休日等を含む。ただし、期間の末日が休日等にあたるときはその翌日までとする。)の日を納付期限とする契約保証金の増額分に相当する金額の納付書を所管課において交付するものとする。

イ 受注者は、保証金の納付後、当該保証金に係る保証金提出書(様式第1号)に当該保証金額収証書の写しを添えて、契約権者に提出しなければならない。

ウ 契約権者は、受注者から工事請負等変更契約書案の提出とともに保証金提出書及び保証金額収証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負等契約を変更するものとする。

① 納入者が、落札者であること。

② 保証金額収証書に領収印(収入済印)が押印されていること。

③ 保証金提出書及び保証金額収証書の写しに記載された保証金の金額が契約保証金の増額分の金額以上であること。

エ 提出された保証金提出書及び保証金額収証書の写しの保管は、所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

(2) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約権者は、保証金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負等変更契約書案の提出とともに保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の金融

機関等が交付する変更契約書の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から工事請負等変更契約書案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負等契約を変更するものとする。

- ① 名宛人が町長であること。
- ② 保証人が保証書に記載された金融機関等であること。また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- ③ 保証金額を変更する旨の記載があること。
- ④ 保証に係る工事の名称が工事請負等契約書に記載されている工事の名称と同一であること。
- ⑤ 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

ウ 提出された金融機関等の変更契約書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）の保管は、所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

（３）公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 契約権者は、保証金額（履行保証保険の場合にあっては保険金額）の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、保証金額（履行保証保険の場合にあっては保険金額）を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の保険会社等（履行保証保険の場合にあっては、保険会社）が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類（公共工事履行保証証券の場合にあっては、①から⑥、履行保証保険の場合にあっては、②から⑦）等に誤りがないかを確認の上、工事請負等契約を変更するものとする。

- ① 債権者が町長であること。
- ② 保証人（履行保証保険の場合にあっては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載）があること。
- ③ 債務者（履行保証保険の場合にあっては、保険契約者）が受注者であること。
- ④ 異動を承認する旨の記載があること。
- ⑤ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- ⑥ 変更後の保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が変更後の契約保証金の金額以上であること。
- ⑦ 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以後であること。

ウ 提出された公共工事履行保証証券及び履行保証保険に係る異動承認書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）の保管は、所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

（４）当初契約金額 500 万円未満の増額変更の取扱い

当初契約に係る契約金額が 500 万円未満の契約保証を要しない工事請負等契約の場合であって、当該工事請負等契約について契約金額の増額変更が生じた結果、契約金額の総額が 500 万円以上となったときは、当該増額変更後の契約金額が当初契約金額の 100 分の 130 を超えることとなる場合に限り、受注者に当該増額変更分に係る契約の保証の手続きを行うものとする。

8. 契約金額の減額変更時の取扱い

契約権者は、契約金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、受注者から契約保証金の金額（金融機関等の保証の場合にあっては契約保証金の金額及び保証金額の両方又はそのいずれか、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額）を変更後の契約金額の 10 分の 1 の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額（金融機関等の保証の場合にあっては契約保証金の金額及び保証金額の両方又はそのいずれか、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額）を変更後の契約金額の 10 分の 1 以上に保たれる範囲で受注者の要求する金額まで減額変更するものとする。

なお、履行保証保険の場合には、保険金額の減額は行われないこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

（１）契約保証金（現金）についての取扱い

ア 契約権者は、契約保証金の金額の減額変更を行おうとする場合は、受注者に対し、工事請負等変更契約書案の提出とともに契約保証金の減額分につき保証金の返還を求める旨の保証金還付請求書（様式第 6 号）の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から工事請負等変更契約書案の提出とともに保険金管請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、所管会において、歳入歳出外現金支出命令書を作成し、減額分の契約保証金の返還手続きを行うものとする。なお、保証金還付請求書の写しは工事請負等契約書とともに保管する。

- ① 請求者が受注者であること。
- ② 保証金還付請求書に押印された印鑑が保証金提出書に押印されている印鑑と同一であること。
- ③ 保証金還付請求書に記載された金額が契約保証金の減額分に相当する金額と同一であること。

（２）金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約権者は、保証金額の減額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負等契約の変更後、保証契約内容変更承認書（様式第 7 号）を所管課において交付し、契約権者が指定する日に、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に保つ範囲で減額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、当該変更契約書を受理するものとする。

- ① 名宛人が町長であること。
- ② 保証人が保証書に記載された金融機関等であること。また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- ③ 保証金額を変更する旨の記載があること。
- ④ 保証に係る工事の名称が工事請負等契約書に記載されている工事の名称と同一であること。
- ⑤ 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

ウ 提出された金融機関等の保証に係る並行契約書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）の保管は、所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

(3) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 契約権者は、保証金額の減額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負等契約の変更後、保証契約内容変更承認書（様式第7号）を所管課において交付し、契約権者が指定する日に、保証金額を変更後の契約金額の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、当該異動承認書を受理するものとする。

- ① 債権者が町長であること。
- ② 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載）があること。
- ③ 債務者が受注者であること。
- ④ 異動を承認する旨の記載があること。
- ⑤ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- ⑥ 減額後の保証金額が契約金額の10分の1以上であること。

ウ 提出された公共工事履行保証証券に係る異動承認書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）の保管は、所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

9. 工期の延長時の取扱い

契約権者は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。

なお、保証事業会社の保証の場合は、工事請負等契約書の変更により工期が変更されるときは、覚書により保証期間も同様に変更されることになっており、また、履行保証保険の場合は、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(1) 銀行等の保証についての取扱い

ア 契約権者は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負等変更契約書案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から工事請負等変更契約書案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負等契約を変更するものとする。

- ① 名宛人が町長であること。
- ② 保証人が保証書に記載された銀行等であること。また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- ③ 保証期間を変更する旨の記載があること。
- ④ 保証に係る工事の名称が工事請負等契約書に記載されている工事の名称と同一であること。
- ⑤ 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- ⑥ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。

ウ 提出された銀行等の保証に係る変更契約書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）の保管は、所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

- ア 契約権者は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負等変更契約書案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。
- イ 契約権者は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負等契約を変更するものとする。
- ① 債権者が町長であること。
 - ② 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載）があること。
 - ③ 債務者が受注者であること。
 - ④ 異動を承認する旨の記載があること。
 - ⑤ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - ⑥ 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- ウ 提出された公共工事履行保証証券に係る異動承認書の保管は、所管課において、保険会社等が交付する異動承認書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）を工事請負等契約書とともに保管する。

10. 工期の短縮時の取扱いについて

契約権者は、工期の短縮を行おうとする場合で、受注者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとする。

なお、保証事業会社の保証の場合は、工事請負等契約書の変更により工期が変更されるときは、覚書により保証期間も同様に変更されることになっており、また、履行保証保険の場合は、保険期間の短縮は行われないこととなっているので、保険期間の短縮は行わないものとする。

(1) 銀行等の保証についての取扱い

- ア 契約権者は、保証期間の短縮変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負等契約の変更後、保証契約内容変更承認書（様式第7号）を所管課において交付し、契約権者が指定する日に、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の銀行等が交付する変更契約書の提出を求めるものとする。
- イ 契約権者は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、当該変更契約書を受理するものとする。
- ① 名宛人が町長であること。
 - ② 保証人が保証書に記載された銀行等であること。また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ③ 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - ④ 保証に係る工事の名称が工事請負等契約書に記載されている工事の名称と同一であること。
 - ⑤ 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
 - ⑥ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。
- ウ 提出された銀行等の保証に係る変更契約書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又

は電磁的記録)の保管は、所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

- ア 契約権者は、保証期間の短縮変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負等契約の変更後、保証契約内容変更承認書(様式第7号)を所管課において交付し、契約権者が指定する日に、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。
- イ 契約権者は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、当該異動承認書を受理するものとする。
- ① 債権者が町長であること。
 - ② 保証人の記名押印(印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載)があること。
 - ③ 債務者が受注者であること。
 - ④ 異動を承認する旨の記載があること。
 - ⑤ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - ⑥ 異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- ウ 提出された公共工事履行保証証券に係る異動承認書(電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)の保管は、所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

11. 履行遅滞時の取扱い

契約権者は、履行遅滞が生じた場合において、工事請負契約書第49条(設計業務にあつては、設計業務等委託契約書第46条)第1項第1号の規定に基づき損害金を徴収して、工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。

なお、この場合においては、当該履行遅滞に伴う工期の延長を内容とする工事請負等契約の変更は行わない。また、履行保証保険の場合は、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(1) 銀行等の保証についての取扱い

- ア 契約権者は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書の提出を求めるものとする。
- イ 契約権者は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、当該変更契約書を受理するものとする。
- ① 名宛人が町長であること。
 - ② 保証人が保証書に記載された銀行等であること。また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印(印刷済みのものを含む。)があること。
 - ③ 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - ④ 保証に係る工事の名称が工事請負等契約書に記載されている工事の名称と同一であること。
 - ⑤ 変更後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。
 - ⑥ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。

ウ 提出された銀行等の保証に係る変更契約書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）の保管は、所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

（２）保証事業会社の保証についての取扱い

契約権者は、工事請負等契約書の変更を行わずに保証期間を延長変更しようとする場合は、所管課において、当該完成見込みの期日を保証事業会社に通知するものとする。

（３）公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 契約権者は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、当該異動承認書を受理するものとする。

- ① 債権者が町長であること。
- ② 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載）があること。
- ③ 債務者が受注者であること。
- ④ 異動を承認する旨の記載があること。
- ⑤ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- ⑥ 変更後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。

ウ 提出された公共工事履行保証証券に係る異動承認書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）の保管は、所管課において、工事請負等契約書とともに保管する。

12. 役務的保証措置を求める場合

原則扱わない。

(様式第 1 号)

保 証 金 提 出 書

令和 年 月 日

宇治田原町長 様

受注者
住 所
氏 名



下記工事について、別添領収証書のとおり契約保証金を提出します。

記

工事名及び工事番号

請 負 金 額

契 約 保 証 金

保証金(保険金)請求書

宇 発 第 号
令和 年 月 日

(金 融 機 関 名)

様

(保 険 会 社 名)

宇治田原町長

印

受注者〇〇〇と締結した工事請負契約(工事名及び工事番号〇〇〇)を解除しましたので、下記金額の支払いを請求します。

なお、同封の納入通知書によりお支払いください。

記

請 求 金 額 _____ 円

証券番号 _____

[注] 証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

解 除 通 知 書

宇 発 第 号
令和 年 月 日

(受 注 者 名) 様

宇治田原町長

印

〇〇〇工事の契約解除について

下記の工事について、令和 年 月 日付けをもって契約を解除します。

記

- 1 工事名及び工事番号
- 2 契約年月日
- 3 工期
- 4 契約金額
- 5 解除の理由
- 6 契約解除時の出来形
- 7 違約金

保証金還付請求書

令和 年 月 日

宇治田原町長

様

受注者

住 所

氏 名



下記工事に係る工事目的物の引渡しが完了しましたので、契約保証金の払渡しを請求します。
なお、支払いにあたっては、下記振込先に振り込んでください。

記

工事名及び工事番号 _____

契 約 保 証 金 _____ 円

振 込 先
_____ 銀行 _____ 支店

口座番号 1 普通 2 当座 3 その他 ()

口座名義 _____

保証書に係る受領書

令和 年 月 日

宇治田原町長

様

受注者

住 所

氏 名

㊞

貴職より下記工事に係る保証書(変更契約書がある場合には変更契約書を含む。)を受領しました。
なお、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

記

工事名及び工事番号 _____

契約額減額に伴う保証金還付請求書

令和 年 月 日

宇治田原町長

様

受注者

住 所

氏 名

㊞

今般、下記工事に係る契約金額が減額となりましたので、契約保証金につきましても同様に減額措置いただきますようお願いいたします。

なお、納付済契約保証金と減額後の契約保証金との差額について、下記のとおり払渡しを請求しますので、支払に当たっては、下記振込先に振り込んでください。

記

工事名及び工事番号 _____

納付済契約保証金 ① _____ 円

減額した契約金額に基づく契約保証金 ② _____ 円

還付する契約保証金の差額 ①－② _____ 円

振 込 先
_____ 銀行 _____ 支店

口座番号 1 普通 2 当座 3 その他 ()

口座名義 _____

保証契約内容変更承認書

字 第 号
令和 年 月 日

(金 融 機 関 名) 様

(保 険 会 社 名)

宇治田原町長

印

下記保証契約の内容変更について承認します。

記

1 変更する保証契約の内容

(1) 証 券 番 号: _____

(2) 保証委託者（債務者）名：_____

(3) 工事名及び工事番号: _____

2 保証契約内容変更の承認事項（該当箇所の□にレを記入する。）

[illegible]

☐保証期間の短縮

< 短縮前の保証期間の終期	令和	年	月	日>
< 短縮後の保証期間の終期	令和	年	月	日>

□その他 ()

〔注〕証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

契約締結期限の延長申請書

令和 年 月 日

宇治田原町長

様

受注者

住 所

氏 名



次の理由により、契約の締結期限の延長を申請します。

工事名及び工事番号	
落札通知日	令和 年 月 日
延長申請後の契約締結期限	令和 年 月 日
契約締結期限延長を必要とする理由	

上記申請に基づく契約の締結期限の延長を承認します。

令和 年 月 日

宇治田原町長

印